

生活関連等施設に係る安全確保の留意点について

本年3月に閣議決定した「国民の保護に関する基本指針」において、生活関連等施設の所管省庁は、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めることとされています。

これに従い、今般、関係省庁が別添のとおり当該留意点を作成し、消防庁より都道府県に通知することとしましたので、お知らせします。

国民保護法

(生活関連等施設の安全確保)

第百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8 (略)

国民保護法施行令

(生活関連等施設)

第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十号の電気事業者又は同項第十二号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力五万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧十万ボルト以上のものに限る。)
- 二 ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)第二条第十三項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)
- 三 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十萬立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの

- 五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第三十三条第一項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）
- 六 日本放送協会又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三の一般放送事業者（同条第三号の四の受託放送事業者及び同条第三号の五の委託放送事業者を除く。）が同条第一号の二の国内放送を行う放送局（同条第三号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。）であって、同法第二条の二第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送（同法第二条第一号の放送をいう。以下この号において同じ。）をされる同法第二条第四号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
- 七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設
- 八 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項の空港の同法第六条第一項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項の航空保安施設
- 九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム
- 十 法第三条第一項の危険物質等の取扱所

国民の保護に関する基本指針（抄）

第 4 章 国民の保護のための措置に関する事項

第 3 節 武力攻撃災害への対処に関する措置

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

平素からの備え

生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。

都道府県知事は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点を通知するとともに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努めるものとする。

生活関連等施設の安全確保の留意点

(平成17年8月)

生活関連等施設の安全確保の留意点（目次）

1．総務省関係	1
2．総務省消防庁関係	3
3．文部科学省関係	5
4．厚生労働省関係	14
5．農林水産省関係	24
6．経済産業省関係	30
7．国土交通省関係	44

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
総 務 省

1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備(国民保護法施行令第27条第5号)

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものによっては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設(当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。)の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設(特に、交換設備を設置する通信機械室)への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)に定める対策の実施に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
電話 03 - 5253 - 5858
FAX 03 - 5253 - 5863

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
総務省

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）

2. 施設の特徴

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報通信政策局地上放送課
電話 03 - 5253 - 5792
FAX 03 - 5253 - 5794

生活関連等施設の安全確保の留意点

1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）
（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）

2. 施設の特性

- (1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所
- ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
 - ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。
- (2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
- ・大量の危険物を取り扱う施設である。
- (3) その他((1)(2)を除く)の危険物施設
- ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

(1) 平素からの備え

【都道府県知事】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。

- ・避難経路の確認を行うこと。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

（２）武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・特に、２（１）及び（２）の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・消防法第12条の３にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

【事業者】

- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。

4．所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

TEL 03 - 5253 - 7524

FAX 03 - 3581 - 7534

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月

文 部 科 学 省

1. 施設の種類

試験研究用原子炉施設、核燃料物質の使用施設、核原料物質の使用施設、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者（国民保護法施行令第 28 条第 5 号、第 6 号）

2. 施設の特性

- ・ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム・ウラン・トリウム等であり、原子炉の燃料及び試験分析用等に使用されている。また、プルトニウム・ウランは核兵器等に転用される可能性がある。
- ・ 核原料物質及び核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使用されている。

3. 安全確保の留意点

- (1) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者、核原料物質使用者及び試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく技術上の基準等を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。

核燃料物質及び核原料物質等の管理状況の確認の徹底

周辺監視区域及び管理区域への出入り管理の徹底

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- (2) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者のうち、原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)の留意点に加えて、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うこと。特に以下の点について徹底すること。

文部科学省及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な連携

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

防護区域等の巡視及び監視の実施

防護区域等への人の出入り管理

核物質防護設備の点検及び整備
防護対象特定核燃料物質の管理
防護対象特定核燃料物質の防護のための措置に関する情報の管理
その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備

- (3) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から運搬を委託された者(文部科学省所管の施設のものに限る)は、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の運搬を行う場合、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4 . 所管省庁の連絡先

文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課
原子力規制室
電 話 : 0 3 - 6 7 3 4 - 3 9 2 6
F A X : 0 3 - 6 7 3 4 4 0 3 7

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
文 部 科 学 省

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第 28 条第 7 号）

2. 施設の特性

- ・放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。
（ ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

3. 安全確保の留意点

（ 1 ）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底

管理区域に出入りする場合の管理の徹底

管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底

事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底

事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

（ 2 ）放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等

の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底

放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底

管理区域に出入りする場合の管理の徹底

管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底

事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底

事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底

放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底

管理区域に出入りする場合の管理の徹底

管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底

事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底

事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4 . 所管省庁の連絡先

文部科学省原子力安全課放射線規制室

電 話 : 0 3 - 6 7 3 4 - 4 0 4 3

F A X : 0 3 - 6 7 3 4 - 4 0 4 8

生活関連等施設の安全確保の留意点

文部科学省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特徴

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する生物剤、毒素（以下、生物剤等）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
 - 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、

右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

電話 6734 - 4113

FAX 6734 - 4114

1. 人に病原性を有する微生物及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス	重症急性呼吸器症候群 (SARS) コロナウイルス
エボラウイルス	マールブルグウイルス
クリミア・コンゴ出血熱ウイルス	黄熱ウイルス
チクングニヤウイルス	デング熱ウイルス
日本脳炎ウイルス	ウエストナイル熱
ニパウイルス	Bウイルス
狂犬病ウイルス	サル痘ウイルス
西部ウマ脳炎ウイルス	東部ウマ脳炎ウイルス
ベネズエラウマ脳炎ウイルス	ダニ媒介性脳炎ウイルス
高病原性トリインフルエンザウイルス	ハンタウイルス
フニン(アルゼンチン出血熱)ウイルス	マチュポウイルス
ラッサ熱ウイルス	リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス
ホワイトポックスウイルス	リフトバレー熱ウイルス
ポリオウイルス	E型肝炎ウイルス
A型肝炎ウイルス	リッサウイルス

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

炭疽菌	Q熱菌
コレラ菌	塹壕熱リケッチア
赤痢菌	チフス菌
パラチフスA菌	発疹チフスリケッチア
鼻疽菌	類鼻疽菌
ウシ流産菌	ブタ流産菌
マルタ熱菌	ペスト菌
ボツリヌス菌	野兎病菌
日本紅斑熱リケッチア	ロッキー山紅斑熱リケッチア
ブルセラ属菌	ジフテリア菌
腸管出血性大腸菌	オウム病クラミジア
シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア	ライム病ボレリア
レジオネラ属菌	レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫	オリエンチアツツガムシ
熱帯熱マラリア原虫	三日熱マラリア原虫
卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫	

(5) 毒素

ボツリヌス毒素	ウェルシュ菌毒素
黄色ブドウ球菌毒素	ベロ毒素
コレラ毒素	赤痢菌毒素
デアセトキシシルペノール毒素	アフラトキシン

アブリン
T - 2トキシソ
テロドトキシソ
ボルケンシソ
モデシソ

コノトキシソ
HT - 2トキシソ
ビスカムアルバムレクチソ
ミクロシスチソ

2 動物に病原性を有する微生物

牛疫ウイルス
口蹄疫ウイルス

牛肺疫菌
アフリカ豚コレラウイルス

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
厚生労働省

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）

2. 施設の特性

- ・国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・水源の監視を強化すること。
- ・水道施設の防護対策を確認すること。
- ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課

電話 03 - 3595 - 2368

FAX 03 - 3503 - 7963

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成 17 年 8 月
厚生労働省

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号）

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

施設のうち、毒物においては 20 トン程度、劇物においては 200 トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
不審者に容易に見つけれ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
漏洩した毒物劇物を収容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
土嚢（漏洩のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備

反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供
- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。
施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する
消防機関、都道府県警察、海上保安部等^{注1}（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成
注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ
災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐

れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備

災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

- ・ 応急措置体制を整備する。
毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・ 避難体制を整備する。
関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。
周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急処理事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 3595 - 2298

FAX 3593 - 8913

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成 17 年 8 月
厚生労働省

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 薬事法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（薬事法第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（薬事法第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成 13 年 4 月 23 日医薬局長通知 医薬発第 418 号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 5253-1111(2712)

FAX 3591-9044

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 5253-1111(2739)

FAX 3597-9535

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 5253-1111(2756)

FAX 3508-4364

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成 17 年 8 月
厚生労働省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

2. 施設の特徴

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、別表および国立感染症研究所病原体等安全管理規程（国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ <http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>）に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
 - ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所に関するの連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話 03-3595-2171

FAX 03-3503-0183

【診療所に関するの連絡先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-3595-2189

FAX 03-3501-2048

【病院に関するの連絡先】

厚生労働省医政局指導課

電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562

【医薬品産業に関するの連絡先】

厚生労働省医政局経済課

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

【衛生検査所に関するの連絡先】

厚生労働省医政局経済課医療関連サービス室

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所に関するの連絡先】

厚生労働省健康局総務課地域保健室

電話 03-3595-2190

FAX 03-3503-8563

【ワクチン・抗毒素に関するの連絡先】

厚生労働省医薬食品局血液対策課

電話 03-3595-2395

FAX 03-3507-9064

【医薬品製造所に関するの連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。

これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

- レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス : 2. 細菌 : 3. 真菌 : 4. 原生動物 : 5. 毒素 :	} ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
6. 家畜に病原性を有する生物剤 :	

ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。

- レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。
(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス :	重症急性呼吸器症候群 (SARS) コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、
2. 細菌 :	コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、壱塚熱リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物 :	単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫
5. 毒素 :	ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン
6. 家畜に病原性を有する生物剤 :	牛疫ウイルス、牛肺疫菌

- レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
- (2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
- (3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|------------------|---|
| 1. ウイルス | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス |
| 2. 細菌 | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3. 真菌 | コクシジオイデス・イミチス |
| 5. 毒素 | 赤痢菌毒素 |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤 | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

※… 25 cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
- (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。
- (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
- (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
- (5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
- (6) 実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキサイド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。
- (7) 実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
- (8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
- (9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

- | | |
|---------|---|
| 1. ウイルス | 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス |
|---------|---|

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

動物用医薬品の用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号・第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 薬事法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近い場合、蓄積作用が強い場合、又は薬理作用が激しい場合、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（薬事法第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（薬事法第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。

- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取り扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急処理事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課

電話 3502-8701

FAX 3502-8275

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取扱う施設）

平成 17 年 8 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和 57 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特徴

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する生物剤又は毒素（以下、「生物剤等」という）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。

施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。

保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。

生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。

平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。

生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。

生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに

適切な管理を行うこと。

生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。

紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4 . 所管省庁の連絡先

農林水産省 消費・安全政策課

電話 03 - 3502 - 2319

FAX 03 - 3597 - 0329

(別表)

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等のリストについては、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。

- レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス：	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
2. 細菌：	
3. 真菌：	
4. 原生動物：	
5. 毒素：	
6. 家畜に病原性を有する生物剤：	

ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。

- レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。
(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス：	重症急性呼吸器症候群(SARS)コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、
2. 細菌：	コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回歸熱ボレリア又はダニ媒介性回歸熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物：	単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫
5. 毒素：	ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、マイクロシスチン、モデシン
6. 家畜に病原性を有する生物剤：	牛疫ウイルス、牛肺疫菌

食品や飼料中の毒素の微量分析を行なうために毒素を保有する事業所にあつては「微生物学実験室」を「化学分析を行なうための実験室」と読み替えて運用する。

- レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
 (2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
 (3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 . ウイルス : | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス (大量 に保持する場合はレベル4)
リッサウイルス |
| 2 . 細菌 : | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3 . 真菌 : | コクシジオイデス・イミチス |
| 5 . 毒素 : | 赤痢菌毒素 |
| 6 . 家畜に病原性を有する生物剤 : | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

2.5 cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
 (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分 (吸排気管、電気配線、ガス、水道管等) も気密構造とする。
 (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
 (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
 (5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
 (6) 実験室とサポート域の間に実験器材の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス (エチレンオキサイド又はホルマリン) 滅菌装置を設ける。
 (7) 実験室からの排水は 120℃ 加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
 (8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
 (9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

- | | |
|------------|---|
| 1 . ウイルス : | 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス |
|------------|---|

生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上）
（国民保護法施行令第27条第1号）

2. 施設の特徴

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）

2. 施設の特徴

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第6条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

電話 03-3501-4032

FAX 03-3501-1856

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界さく等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講ずること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）

2. 施設の特性

- ・ LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（原子力施設）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）

2. 施設の特性

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

3. 安全確保の留意点

- ・ 事業者等及び事業者等から運搬を委託された者並びに受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置、簡易運搬に係る技術上の基準等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所及び経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- ・ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - ①経済産業省及び治安当局等の関係機関との緊密な情報交換
 - ②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - ③防護区域等の巡視及び監視の実施
 - ④防護区域等への人の出入り管理
 - ⑤核物質防護設備の点検及び整備
 - ⑥特定核燃料物質の管理
 - ⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- ・ 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課

電話03-3501-1637

FAX03-3580-8539

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特徴

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（別紙1参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程 (<http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>)における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、別表2及び同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 3501-8625

FAX 3501-0197

国民保護法施行令第 28 条第 10 号で定める生物剤及び毒素

1 人に対して病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兎病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

(5) 毒素

ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシスシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン

2 家畜に対して病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

生物剤等リスト及びBSL

- レベル1 (1)通常微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2)一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス:	}	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を 起こす可能性のないもの。
2. 細菌:		
3. 真菌:		
4. 原生動物:		
5. 毒素:		
6. 家畜に病原性を有する生物剤:		ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。

- レベル2 (1)通常微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。
(2)エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3)実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス:	重症急性呼吸器症候群(SARS)、コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス
2. 細菌:	コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物:	単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫
5. 毒素:	ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コトキシシン、T-2トキシシン、HT-2トキシシン、テロドトキシシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン
6. 家畜に病原性を有する生物剤:	牛疫ウイルス、牛肺疫菌

- レベル3 (1)実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
(2)壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
(3)排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

1. ウイルス:

黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス(*大量に保持する場合はレベル4)、リッサウイルス

2 細菌:

炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱、リケッチア

3. 真菌:

コクシジオイデス・イミチス

5. 毒素:

赤痢菌毒素

6. 家畜に病原性を有する生物剤:口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

レベル4 (1)独立した建物として隔離域とそれを取り囲むサポート域を設ける。

(2)壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを通する部分(吸排気管、電気配線、ガス、水道管等)も気密構造とする。

(3)作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。

(4)実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。

(5)実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は、予備を含めて2組設ける。

(6)実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス(エチレンオキサイド又はホルマリン)滅菌装置を設ける。

(7)実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。

(8)実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。

(9)作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

1. ウイルス:

痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス

※上記に記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）

2. 施設の特徴

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 3580-0937

FAX 3580-7319

生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）

平成 17 年 8 月
国 土 交 通 省

1．施設の種類の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第 27 条第 4 号）

2．施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3．安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。

- ・ ゴミ箱の集約・撤去を行うこと。

利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話：（代表）03 - 5253 - 8111（内線40182、40183）

（直通）03 - 4416 - 5119

F A X : 03 - 5253 - 1634

生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）

平成 17 年 8 月
国土交通省

1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第 27 条第 7 号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。
- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。

- ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないように巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

利用者への協力要請

- ・不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

その他

- ・船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

なお、上記の「3.安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4.連絡先

国土交通省港湾局管理課港湾保安対策室

電話：(代表)03-5253-8111(内線46283)

(直通)03-5253-8070

FAX：03-5253-1648

生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設(国民保護法施行令第27条第8号)

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと(海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。)

施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること(必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。)
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

なお、上記の「3.安全確保の留意点」は、緊急処理事態に準用する。

4.連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

飛行場部管理課

電話：(代表)03-5253-8111(内線49120)

(直通)03-5253-8715

FAX：03-5253-1658

(航空保安施設)

管制保安部保安企画課

電話：(代表)03-5253-8111(内線51123)

(直通)03-5253-8739

FAX：03-5253-1663

生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成 17 年 8 月
国 土 交 通 省

1．施設の種類

ダム（国民保護法施行令第 27 条第 9 号）

2．施設の特性

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多くなるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3．安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

自主警備の強化に関する備え

- ・ 操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。
- ・ 駐車場（出入り口など）については夜間の照明を行うこと。
- ・ 水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

施設の管理に関する備え

- ・ 常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。

(武力攻撃事態等における留意点)

自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に操作室・機械室等については、重点的に巡回警備の実施を行うこと。
- ・ 操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定を行うとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。

住民等への協力要請

- ・ ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

その他

- ・ 武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。

なお、上記の「3.安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4.連絡先

国土交通省河川局河川環境課ダム管理係

電話：(代表)03-5253-8111(内線35-494)

(直通)03-5253-8449

FAX:03-5253-1603